

第3章 健康・福祉の充実



第1節 保健・医療

1. 保健予防

▶ 基本方針

社会構造の複雑・多様化や高齢化が進む中で、疾病の予防と健康の保持増進がより一層重要となっている。

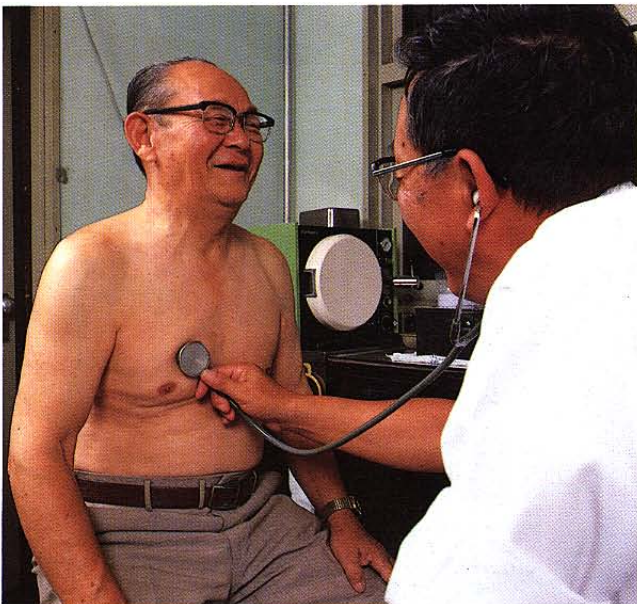
このため、保健センターを整備するとともに、市民一人ひとりの主体的な健康管理と健康づくりを基本にしながら、保健予防システムの充実を図る。

さらに、衛生害虫の駆除など、清潔な生活環境づくりに努める。

▶ 計 画

① 保健センターの整備

市民の健康管理の拠点として、保健センターを整備し、保健所との機能分担のもとに、健康相談・健康教育・健康診査・訪問指導など総合的な保健サービスの提供に努める。



② 総合的保健予防システムの充実

乳幼児期から老年期に至るまで市民が生涯を通して健康を保持できるよう、保健所・医療機関などとの連携のもとに、各世代に応じた総合的な保健予防システムの充実を図る。特に、成人病の予防と早期発見に努めるため、老人保健法に基づく各種保健事業の推進を図るとともに、乳幼児の疾病などの早期発見や健康の保持のため、関係機関との連携のもとに乳幼児検診の実施に努める。また、予防接種の接種率の向上や各種検診の受診率の向上に努める。

③ 健康づくりの推進

市民の主体的な健康づくりを推進するため、健康教室の開催など、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努め、健康づくり運動の展開を図る。

④ 衛生環境の確保

公衆衛生思想の普及に努めるとともに、ゴキブリ・ネズミなどの駆除対策を推進し、清潔な生活環境づくりに努める。

2. 医 療

▶ 基本方針

市民の傷病に対し、適切な医療を迅速に提供できる体制を整えることは、市民の生命と生活を守るうえで、基本的なことからである。

今後、人口増加と高齢化社会の進展が予想されることから、各医療機関の連携システムの形成を促進するとともに、救急医療体制の充実に努める。

第2節 社会福祉

▶ 計 画

① 富田林病院の充実

公的総合病院としての役割を強化するため、第2次救急医療機関としての体制整備に努めるとともに、医療機器の整備など医療サービスの向上を図る。また、診療科目の増設や人間ドックの実施について検討する。

② 新堂診療所の整備

患者数の増加に伴い、建て替えを含む施設・設備の整備に努める。

③ 地域医療システムの形成

人口増加と高齢化社会の進展に対応するため、富田林病院などを基幹病院とする医療機関の連携システムの形成を促進する。



1. 地域福祉

▶ 基本方針

近年、社会福祉に関する需要が多様化し、よりきめ細かで心のこもった、しかも地域に根ざした対応が求められるようになってきている。

こうした中で、住民の主体性のもとに共に助け合う意識の醸成を図り、そのうえに立った地域福祉の確立が必要である。

そのため、ボランティア活動などの促進やその支援システムの強化に努めるとともに、社会福祉施設がより一層地域に開かれた施設としての活用が図られるよう促進し、地域福祉活動の発展をめざす。

▶ 計 画

① ボランティア活動の振興

多様化する福祉需要に対応するため、地域福祉の担い手としての各福祉分野にわたるボランティアを育成するとともに、組織の充実を促進する。

② 社会福祉協議会の育成

地域福祉活動を推進するため、その活動の母体となる社会福祉協議会の育成強化に努める。

③ 社会福祉施設の開放

特別養護老人ホームなどの社会福祉施設が、施設機能を生かし、地域福祉を支えるシステムの一環としての役割を果たすよう、より一層地域に開かれた施設として、活用を促進する。

2. 老人福祉

▶ 基本方針

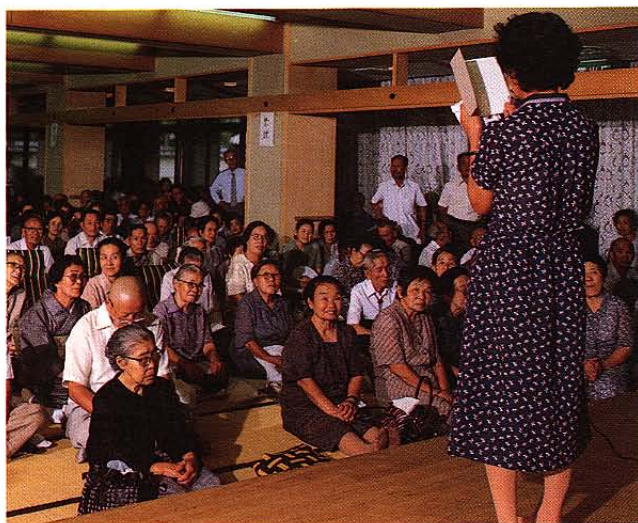
高齢化社会が進展する中で、本市における老人人口も、今後、さらに増加することが予想され、老人福祉の総合的な対策が必要である。

そのため、生きがい・健康・在宅福祉など幅広い分野での対策を推進するとともに、社会のあらゆる分野で老人の豊かな知識と経験が生かされるよう、老人の社会参加を促進する。

▶ 計 画

① 生きがい対策の推進

老後の生活を生きがいのある充実したものとするため、各種講座の充実やスポーツ・レクリエーション行事の振興を図る。また、老人の長年培ってきた豊かな知識や経験を広く社会に生かすため、シルバー人材センターの育成に努めるとともに、コミュニティ活動やボランティア活動への参加を促進する。



② 在宅福祉の充実

ひとり暮らし老人や寝たきり老人の援護のため、家庭奉仕員やボランティアなどによる訪問・介護サービスを推進するとともに、介護者研修などの充実に努める。また、南河内地域の社会福祉施設と連携してショート・ステイ(短期保護事業)やデイ・サービスの充実に努める。さらに、家庭の介護負担が大きい痴呆性老人の問題については、その効果的な対策を国・府に要請する。

③ 老人いこいの家の整備

老人の憩いの場であり、自主的な活動の拠点となる市立老人いこいの家の整備については、用地提供などの協力を得て、引き続きその整備に努める。また、地域の老人クラブ常設集会所についても、その建設助成に努める。

④ 保健サービスの推進

健康診査など検診事業の普及を図るとともに、健康教育・健康相談・訪問指導など保健サービス事業の推進に努める。

⑤ 敬老意識の高揚

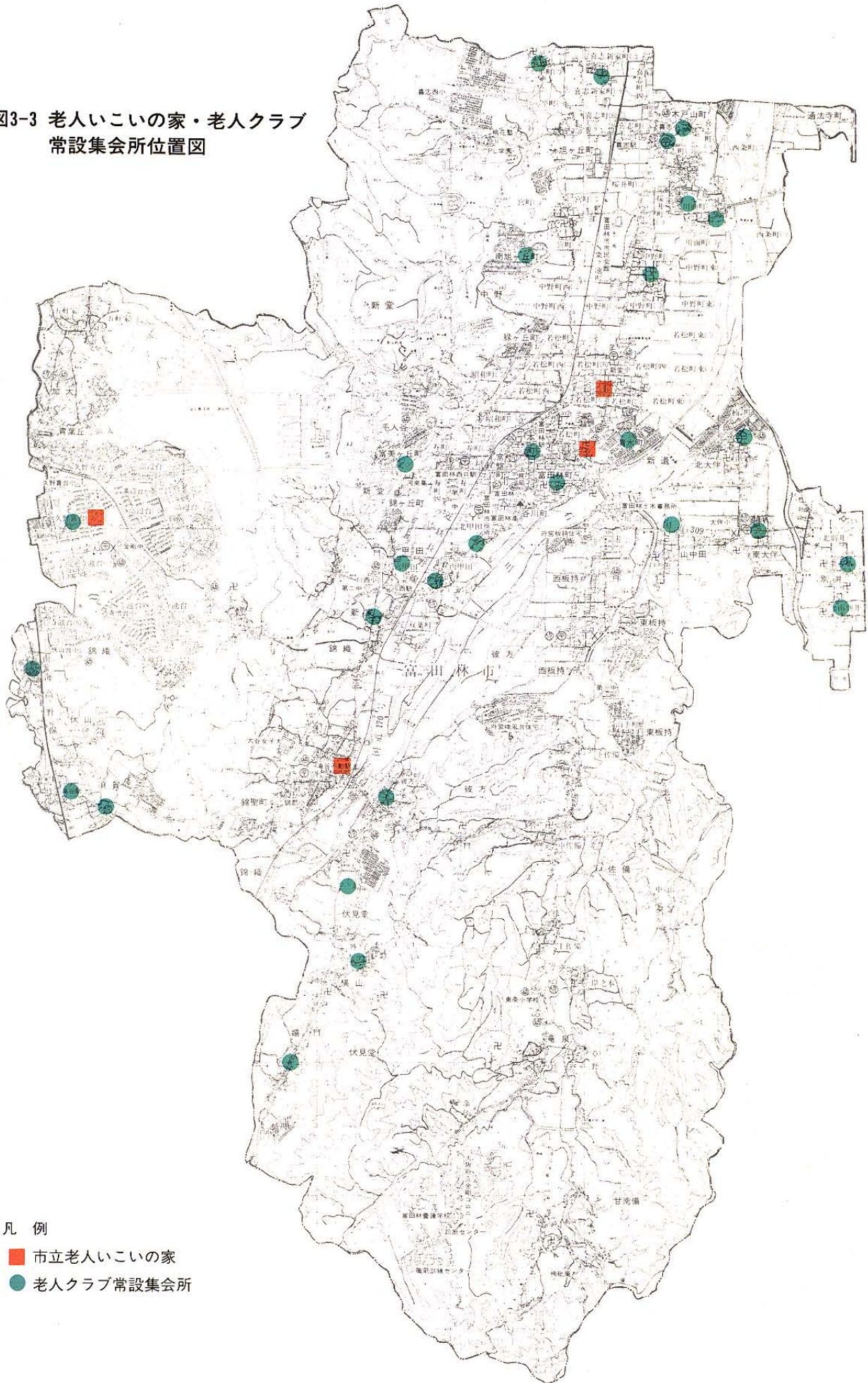
老人が敬愛され、生きがいのある心豊かな生活が送れるよう、敬老行事や世代間交流を促進し、敬老意識の高揚を図る。

表3-1 富田林市老人人口の将来推計

	65歳以上人口	人口に対する比率	人 口
昭和60年	7,766人	7.7%	100,498人
昭和70年	12,900人	9.1%	142,000人

(昭和60年一住民基本台帳)

図3-3 老人いこいの家・老人クラブ
常設集会所位置図



凡 例

- 市立老人いこいの家
- 老人クラブ常設集会所

3. 障害者(児)福祉

▶ 基本方針

障害者(児)の安心して暮らせるまちづくりは、障害者(児)やその関係者だけでなく市民全体が取り組んでいかなければならない問題である。

したがって、地域と連携しながら、総合的に障害者(児)福祉の充実を推進し、人間尊重と連帯に支えられた福祉環境づくりに努める。

▶ 計 画

① 啓発・相談活動の充実

すべての市民が障害者(児)問題について正しい理解と認識を深めるよう、コミュニティ活動などを通じて、意識の啓発を図る。また、障害者(児)が安心して心豊かな生活が送れるよう、関係機関と一体となり、相談指導を推進する。

② 在宅福祉の充実

障害者(児)の援護と自立を図るため、家庭奉仕員やボランティアなどによる介護サービスを推進するとともに、日常生活用具の給付などの拡充を促進する。また、南河内地域の社会福祉施設と連携し、ショート・ステイ(短期保護事業)やデイ・サービスの充実を図る。

③ 障害者(児)福祉施設の整備

心身障害児(者)の自立更生と福祉増進を図る場としての簡易通所施設については、その整備充実に努める。また、広域的施設である心身障害児通園施設(聖徳園)の活用を促進するとともに、重度障害者の療護入所施設の整備を府に要請する。

④ 生活の安定

障害者が社会的に自立できるよう、事業所に対し、雇用の促進を働きかけるとともに、年金などの拡充を国・府に要請する。

⑤ 環境の整備

障害者(児)が安全で快適な社会活動を行えるよう、公共施設などの環境整備を推進する。

⑥ 障害者対策長期計画の策定

障害者の完全参加と平等を目標とする総合的な障害者対策長期計画を策定する。

4. 児童・母子・父子福祉

▶ 基本方針

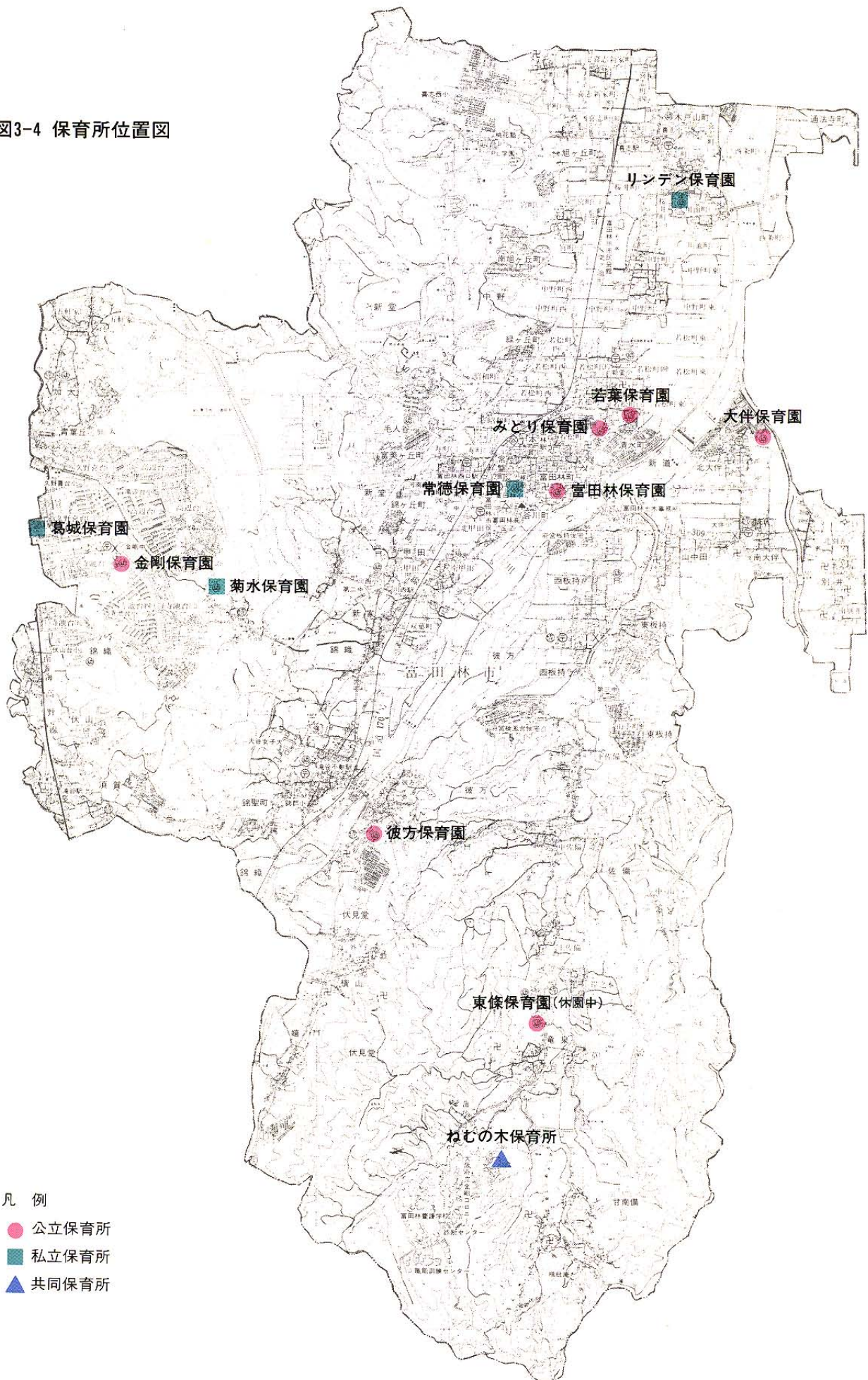
児童は次代を担う社会の一員として、深い愛情と良好な環境のもとで育てられなければならない。

しかし、近年、都市化の進展、核家族化の進行、意識の変化、働く婦人の増加など、児童を取り巻く環境は複雑多様化し、また、母子家庭とともに父子家庭も増加している。

こうした中で、児童・母子・父子福祉について、一体的に充実を図ることが必要である。そのため、保育所の整備や保育内容の充実を図るとともに、地域ぐるみで児童の健全育成を推進する。

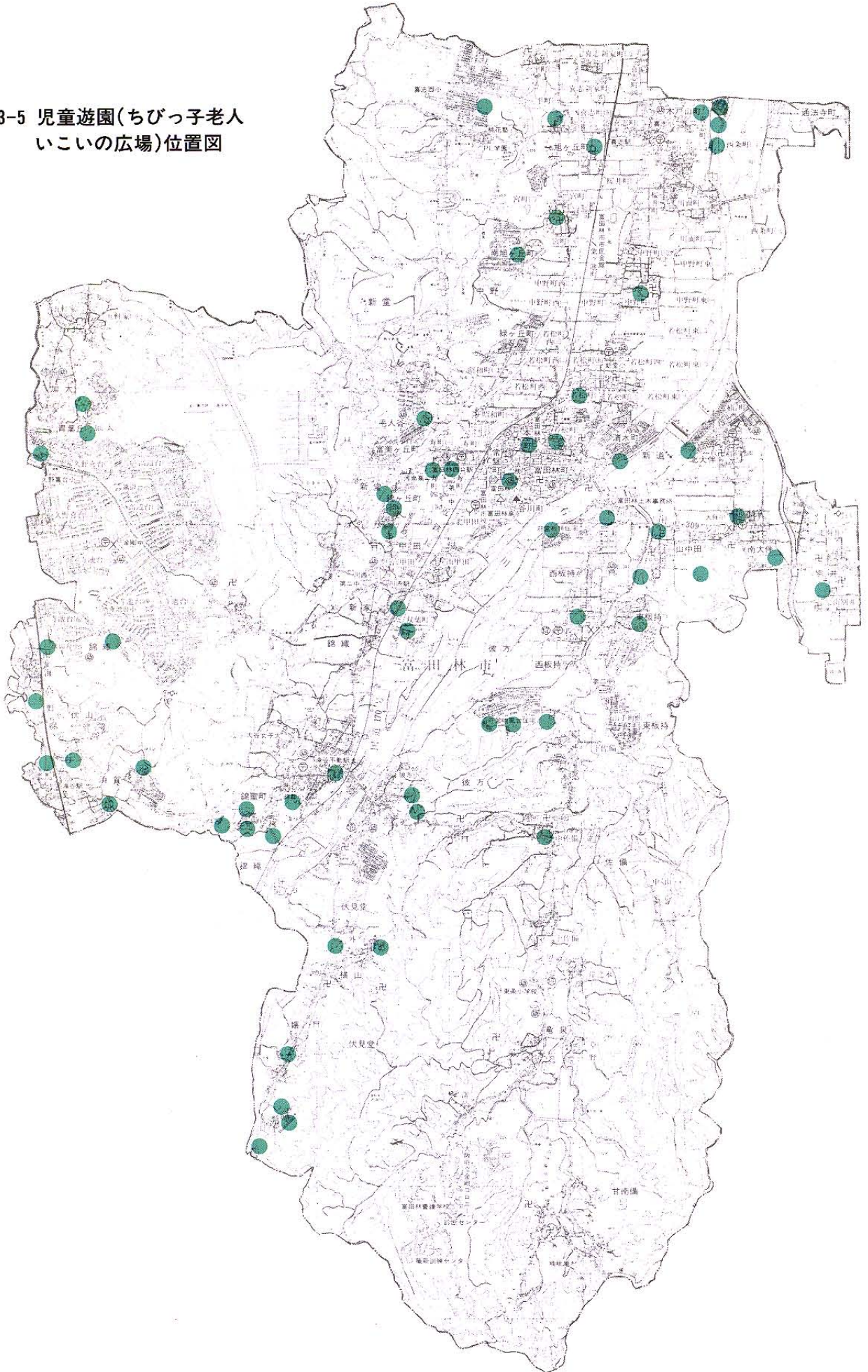
また、相談・指導と援護の充実を図り、母子・父子家庭の心豊かな安定した生活の確保に努める。

図3-4 保育所位置図



- 凡 例
- 公立保育所
 - 私立保育所
 - ▲ 共同保育所

図3-5 児童遊園(ちびっ子老人
いこいの広場)位置図



▶ 計 画

① 保育所の整備

今後、人口増加が予想される金剛東地区などにおいては、公立および私立保育所の協調を図りながら、適正配置に努める。また、敷地が狭隘で老朽化している富田林保育園の移転建て替えに努めるとともに、既存保育所の施設・設備の整備を進める。

② 保育内容の充実

保育の計画的な研修を実施するとともに、保育需要の実態をみながら保育内容の充実に努める。また、家庭と保育所との連携強化を図り、効果的な保育に努める。さらに、私立保育所などに対し、運営や施設整備について助成に努める。

③ 健全育成環境の整備

児童の健全な遊び場や学習の場の確保を図るため、既存の公共施設の積極的な活用を進めるとともに、地域の協力を得ながら児童遊園などの整備に努める。また、地域の自主的な活動などにより、地域ぐるみで児童の健全育成を推進する。

④ 母子・父子福祉の充実

母子・父子家庭の自立を促進するため、母子相談員や民生(児童)委員などと連携して、相談・指導の充実に努めるとともに、経済的に不安定であることが多い母子家庭について、福祉資金の貸付、年金などの充実を国・府に要請する。また、父子福祉について、母子福祉と同様の法令上の取扱いが行われるよう国・府などに要請する。

5. 低所得者福祉

▶ 基本方針

すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで、低所得者福祉対策は生活保障の基礎をなすものである。そのため、生活保護制度や貸付制度の適正・効果的な運用を図るとともに、相談・指導の充実に努め、低所得者世帯の生活意欲の助長と経済的安定を図る。

▶ 計 画

① 生活保護の充実

生活保護基準の見直しや級地是正を国・府に要請するとともに、制度の適正な運用により、生活保護世帯の自立更生を図る。

② 生活つなぎ資金貸付制度の運用

低所得者世帯の経済的安定を図るため、生活つなぎ資金貸付制度の適正かつ効果的な運用を図る。

③ 相談・指導の充実

民生(児童)委員をはじめ各種関係機関と連携し、低所得者の就労、生活など実態に即した相談・指導の充実を図る。



第3節 同和対策

6. 国民健康保険・国民年金

▶ 基本方針

市民の健康を守る基盤となる国民健康保険制度や老後などの生活の支柱となる国民年金制度については、その適正な運営に努めるとともに、高齢化社会が進展しつつある中で、これらの制度の改善を国に要請する。

▶ 計 画

① 国民健康保険制度

給付内容などの制度間格差の改善および国庫負担金の拡充を国に要請する。また、市民の健康づくりに対する意識の啓発や人間ドック制度の普及を図る。

② 国民年金制度

国民年金制度の改善を国に要請するとともに、未加入者の解消に努める。



1. 同和対策の推進

▶ 基本方針

お互いの人権を尊重する明るく豊かなまちづくりを進めるうえで、同和問題の解決は重要な課題である。

今後とも、国民的課題であるという認識に立って人権意識の高揚を図り、広く市民の理解と合意を得ながら、公正で民主的に同和対策を推進し、差別のない社会の実現に努める。

▶ 計 画

① 啓発活動の推進

同和問題の正しい理解と人権意識の高揚を図るため、学校・家庭・地域を通じ、啓発活動を推進する。

② 生活環境の整備

同和地区の生活環境の改善を図るため、第6次住宅地区改良事業や新堂診療所の整備などを推進する。

③ 社会福祉の増進

地区住民の自立と生活の安定を促進するため、関係機関と連携しながら、社会福祉対策、就労対策の推進に努める。

